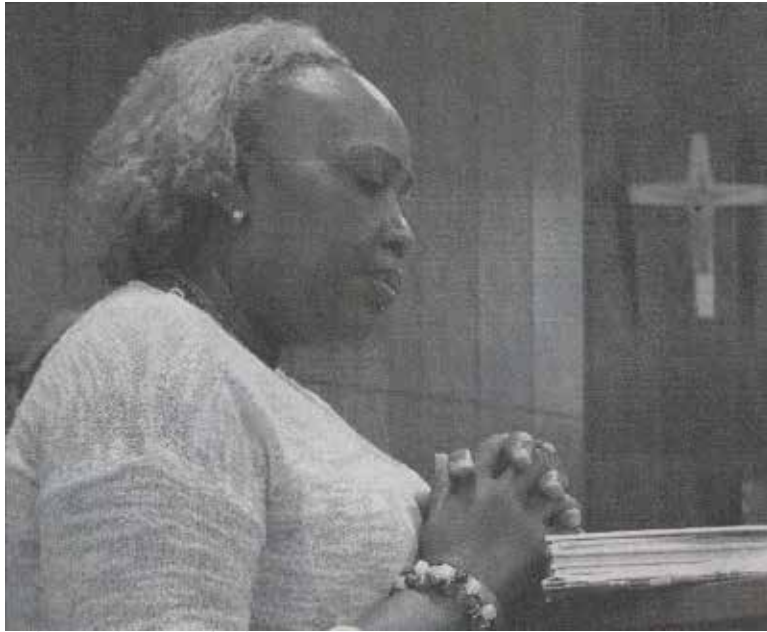


入管仮放免 コロナで増加

収容施設の「3密」防止

強制退去処分などを受けて入管施設に収容中の外国人について、一時的に社会生活を認める「仮放免」が新型コロナウイルス禍で増えている。施設内は「3密」の環境を生みやすく、感染拡大を防ぐためだ。ただ、仮放免の外国人は就労が禁止されており、健康保険にも入れない。支援者頼りの不安定な暮らしを送っている。



教会で祈る仮放免中のムンデレさん(神奈川県鎌倉市)

就労禁止 生活は困窮



「お金も仕事もない。私の人生どうなる」。コロンビア共和国籍のムンデレ・マヤンバ・フロレンスさん(50)は3月、あふれる涙を拭いながら話した。内紛が続く母国での迫害を逃れて2008年に来日。難民認定を3回申請したが認められず、不法滞在として18年2月、東京都港区の出入国在留管理局に収容された。長期収容の解消を訴えるなかで今年1月に仮放免となったが、在留資格がなく働くことはできない。NPO法人「アルペなんみんセンター」(神奈川県鎌倉市)の支援で暮らす。

同センターには4月上旬時点で8人の仮放免者が生活する。個室で寝起きし、スタッフや仮放免者らと食堂で三食を共にする生活に、ムンデレさんは「家族みたいでありがたい」と話す。一方で所持金がないため自由な買い物はできず、県外など遠方へは入管の許可なく移動できない。母国の子どもにも会えず、再び収容されるかもしれないストレスから不眠が続く。有川憲治事務局長(58)は「収容中の過酷な経験がトラウマになり精神的に不安定な人が多い。仕事さえ自由にできない仮放免の制度は非人道的だ」と話す。出入国在留管理局はコロナ禍で収容施設が密閉、密集、密接の3密になるのを避けるため、ムンデレさんのような仮放免者を増やした。今年2〜3月には東京の収容施設で外国人と職員の間で64人が感染するクラスター(感染者集団)が発生し、同庁担当者は「感染リスクを減らすため、仮放免を積極的に行う」と話す。

▼仮放免 不法滞在などで出入国在留管理局の施設に収容され、母国に送還される外国人に対し、一時的に社会で暮らすことを認める制度。病気のほか、やむを得ない事情がある場合に認められる。日本の地域社会で生活するが、健康保険や住民票の登録などの権利はなく、就労や県境をまたぐ移動は禁止される。出頭義務に基づき入管での定期的な仮放免の延長手続きが必要で、更新打ち切りで再収容となる場合もある。

新型コロナウイルス感染が広がった20年4月には563人が仮放免となった。19年1年間(1777人)の3割に相当する。5月以降の仮放免の人数は公表されていないが、同庁によると20年は19年を上回ったもようだ。全国の入管収容人数は19年末に1054人だったが20年末は346人まで減少し、常時1000人前後で推移してきた近年の水準に比べて大幅に少ない。

トルコ国籍のクルド人が多く住む埼玉県川口市。昨年12月、市内に約500人いるとみられる仮放免のクルド人が困窮しているとして、奥ノ木信夫市長が仮放免者の就労を可能にする制度の創設などを求めた要望書を上川陽子法相に提出した。

同市多文化共生係の担当者は「仮放免という立場では健康保険に入れない、病院に行くのを我慢して体調が悪化する人もある」と話す。移民政策に詳しい名城大の近藤敦教授は「仮放免者の就労も生活支援も認めないのは外国人の品位を著しく傷つけている」として、日本が1979年に批准した国際人権規約違反を訴える。長期収容などへの批判を受け、政府は今国会で出入国管理法改正をめぐりしている。2月に閣議決定した改正案では、従来の仮放免に代わり、親族や支援者ら「監理人」のもと入管施設外で生活する「監理措置」などを盛り込んだ。対象となった外国人は就労を認められる場合もあるが、国外退去が決まっている場合は働けない。不法就労した場合は3年以下の懲役などの罰則が定められており、外国人支援に取り組む団体からは「すべての人が働けるようにすべきだ」との声も出ている。